

## 滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

本県における下水道事業の適切な推進を図るため、知事の諮問に応じて県が行う下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議を行う滋賀県下水道審議会を設置するとともに、東北部処理区において、新たに東近江市で琵琶湖流域下水道の供用を開始するため、滋賀県琵琶湖流域下水道条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、滋賀県下水道審議会を設置することとし、当該審議会の組織等について必要な事項を定めることとします。（第15条、第16条関係）
- (2) 東近江市を琵琶湖流域下水道東北部処理区の琵琶湖流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の存する市町とすることとします。（別表第1関係）
- (3) この条例は、平成27年4月1日から施行することとします。

滋賀県琵琶湖流域下水道条例 新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第14条 省略</p> <p>(追加)</p> <p>第15条 省略</p>	<p>第1条～第14条 省略</p> <p><u>(滋賀県下水道審議会)</u></p> <p>第15条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、<u>滋賀県下水道審議会(以下「審議会」という。)</u>を設置する。</p> <p>2 <u>審議会は、知事の諮問に応じ、下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する総合的な施策の推進に関する重要事項について調査審議する。</u></p> <p><u>(審議会の組織等)</u></p> <p>第16条 <u>審議会は、委員16人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることを妨げない。</u></p> <p>5 <u>審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>7 <u>臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>8 <u>委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>9 <u>審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</u></p> <p>10 <u>前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第17条 省略</p>

別表第1

流域下水道の処理区	市町
	(省略)
東北部処理区	彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
	(省略)

以下 省略

別表第1

流域下水道の処理区	市町
	(省略)
東北部処理区	彦根市 長浜市 東近江市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
	(省略)

以下 省略

## 滋賀県下水道審議会の設置について

### 1 これまでの経過

従来、下水道中期ビジョンの策定、汚泥処理方法等の重要事項の決定にあたっては、案件ごとに有識者等からなる委員会を設けて意見を聴取しており、常設の諮問機関はありませんでした。

### 2 設置の必要性

下水道事業の適切な推進のためには、有識者の専門的な知見や県民各層の多様な意見を取り入れ、また、政策形成過程の透明性を確保する必要があります。

そこで新たに、知事の諮問に応じて下水道事業その他汚水処理に係る事業に関する重要事項について審議を行う「滋賀県下水道審議会」（以下、「審議会」といいます。）を設置いたします。

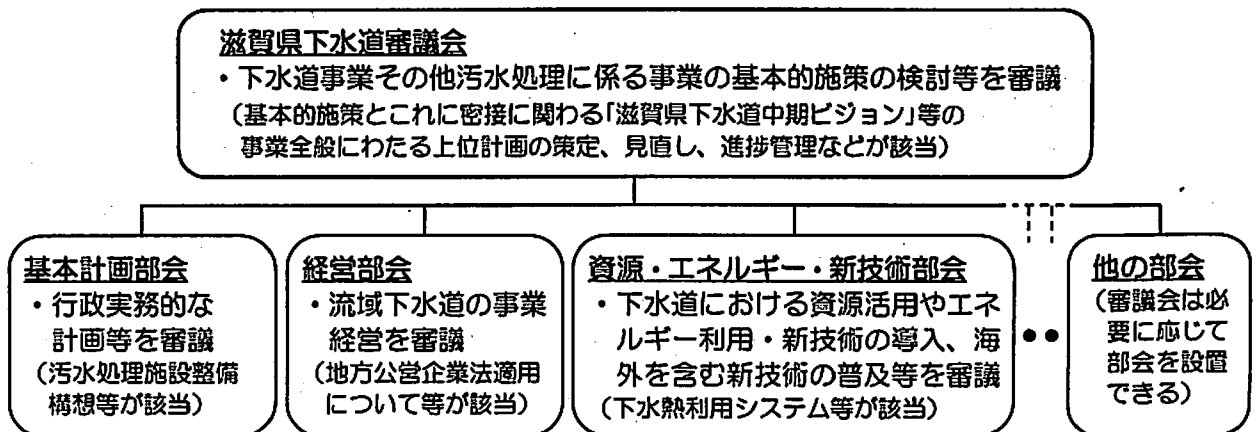
審議会における議論は、下水道事業の安全・安心な運営、公共用水域の水質保全、持続可能な経営等に活用するとともに、県民や市町への説明責任を果たすことに役立てていきます。

### 3 予定委員

下水道・水環境の研究者、経営・会計の専門家、環境関連団体や消費者団体、事業者団体等から任命した委員に公募による委員を加えて常任の委員とし、特に専門的な事項を審議するときには臨時委員を置くこととします。

### 4 審議会の組織と審議事項

審議会には部会を置くこととし、組織、審議事項は下の図のとおりとします。



### 5 活動予定

毎年度、定例会を開催し、基本的施策の検討やこれに関わる計画の検討・進行管理、部会設置、部会の活動報告等について審議します。

また、必要に応じて臨時の審議会、部会を開催することとします。

【供用開始内容】

市町名	東近江市
供用地区	平松町の一部、中一色町の一部、下一色町、勝堂町の一部
処理分区	湖東北第三処理分区、湖東北第二処理分区、湖東北第一処理分区
処理区域面積	29.71ha
公共下水道管渠延長	9,433.5m
投入点番号	No. 81、No. 82、No. 83
処理区域内人口(A)	929人
市町人口(B)	13,903人
市内普及率(A)／(B)	0.067
供用開始予定年月日	平成27年4月1日

